# 平成30年度版

(平成29年度分)

# 豐明市の環境概況

人と人、人と地域、人と自然の環境理想都市 豊明

豊 明 市

# < 目 次 >

第 1 章	豊明市のあらまし	1ページ
第 2 章	環境行政の概要	3ページ
第 3 章	公害苦情	7ページ
第 4 章	大気汚染	8ページ
第 5 章	水質汚濁	11ページ
第 6 章	騒音・振動	16ページ
第 7 章	悪臭	20ページ
第 8 章	地盤沈下	22ページ
第 9 章	廃棄物	23ページ
第10章	環境衛生関係	25ページ
第11章	新エネルギー対策	28ページ
第12章	環境関連年表	31ページ

#### 第1章 豊明市のあらまし

#### 1 沿革

豊明市は、愛知県の中央部よりやや西部に位置し、東は境川を隔てて刈谷市、西は名古屋市、南は大府市、北は東郷町に接している。また、市南側を名古屋鉄道本線、国道1号23号が横断しており、伊勢湾岸自動車道の開通も併せて交通至便の地でもある。

また近年、名古屋市に隣接するベッドタウンとして急速に発展した「新しい街」であると 共に、戦国時代には、織田信長が天下統一の糸口として今川義元の大軍を破った桶狭間の戦 いがあったとされる、桶狭間古戦場を有する「歴史の街」でもある。

産業の面では、中部の都心である名古屋市と、世界の自動車産業の中心都市である豊田市の間に位置し、関連企業も多く商工業の近代都市に変貌をしてきている。

一方、自然環境の面でも、大変恵まれた環境を有しており、現存する緑や水辺には**多様**な 生物が生息をしている。

豊明市は町村制施行により明治22年10月1日に東阿野村、栄村を知多郡から愛知郡に編入、同時に栄村、東阿野村、沓掛新田と大澤村とも合併して豊明村が組織され、明治39年5月10日に沓掛村と旧豊明村が合併して現在の市域を形成した。その後、昭和47年8月1日に人口37,038人の「豊明市」が発足し、現在に至っている。

#### 2 位置・地勢・気象

地形は、北東部から南西部にかけて延びる標高 5 0 mから 7 0 mの丘陵地帯と、境川に沿った中・低位の段丘群(台地地形、標高 5 mから 1 5 m)、中小河川に沿って形成された沖積低地の三つの部分から成り立っている。

北西部に存在する丘陵の頂点は72mの二村山で、北西の丘陵地帯は南西方向に延びる隆起帯にあたっていて、「猿投・知多上昇帯」と呼ばれる。

気温は、年平均15.9℃(平成29年度)で県内では温暖な地域といえる。

東経 北緯		東西最長	南北最長	平均標高	総面積
136° 58′ ~137° 03′	$35^{\circ} \ 01' \ \sim 35^{\circ} \ 06'$	6.53km	7.65km	15m	$23.22\mathrm{k}$ m²

最高標高	最低標高	最暖月平均気温 (平成29年8月)	最寒月平均気温 (平成29年1月)
7 2 m	1. 5 m	28.1℃	4. 8℃

3 人口 世帯数及び人口の推移(各年3月31日現在・外国人含む。)

年次	人口	世帯数	世帯当たり人口	備考
平成24年	68, 504	27, 910	2.45	
25年	68, 372	27,804	2.46	
26年	68, 448	28, 172	2. 43	
27年	68, 604	28,629	2.40	
28年	68, 674	28, 947	2. 37	
29年	68, 802	29, 240	2.38	

#### 4 土地利用の現況

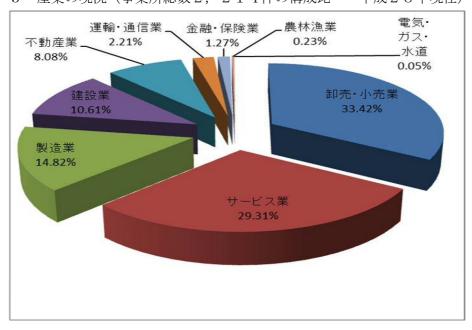
市街化区域面積 (平成22年12月24日告示)

区分	第一種 低層住 居専用 地域	第一種 中高層 住居専 用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	近隣商業 地域	商業 地域	準工業 地域	<u>≅ </u> •
面積(ha)	84	367	119	38	32	2	60	702
比率 (%)	12.0	52.3	17.0	5.4	4.5	0.3	8.5	100.0
全体比率(%)	3.6	15.8	5.1	1.6	1.4	0.1	2.6	30.2

地目別利用面積(ha) (平成28年現在)

区分	行政五绪	宅	地	農用地		森林	その他
区分 行政面積	住宅地	その他	田	畑		-C 071€	
	2,322	503	177	353	156	109	1,023

## 5 産業の現況 (事業所総数2,214件の構成比 平成28年現在)



## 第2章 環境行政の概要

- 1 平成29年度のあゆみ
  - 4月12日~ 狂犬病予防集合注射 (6日間実施、10会場)
  - 4月15日 資源分別に関する説明会
  - 4月27日 尾張東部環境保全連絡協議会事務連絡会総会
  - 6月 1日 尾張東部環境保全事務連絡会議
  - 7月 3日 新エネルギー推進委員会(第1回)
  - 6月20日 水質調査(市内24か所)
  - 7月 5日 境川流域4市1町境川生物調査
  - 7月19日 名古屋市近隣市町村不法投棄連絡協議会
  - 8月31日 尾張東部環境保全連絡協議会実務研究会及び事務連絡会議
- 10月16日 新エネルギー推進委員会(第2回)
- 11月 2日 犬のしつけ方教室(屋内)
- 11月 9日 犬のしつけ方教室(屋外)
- 11月17日 尾張東部環境保全連絡協議会幹事会
- 11月27日28日 自動車騒音測定(国道1号、23号、県道瀬戸大府東海)
- 12月13日 水質調査(市内24か所)
  - 1月12日 第1回環境審議会
  - 2月 5日 新エネルギー推進委員会(第3回)
  - 2月 6日 尾東・尾西合同環境保全連絡協議会
  - 2月 9日 狂犬病予防注射管内獣医師連絡会議
  - 2月16日 境川流域4市1町公害担当者会議視察研修
  - 3月 4日~ グリーンカーテンを作るためのゴーヤの種を無料配布
  - 3月15日 境川流域4市1町公害担当者会議総会
  - 3月19日 第2回環境審議会

#### 2 環境行政組織(平成30年3月31日現在)

#### 環境課長

- └課長補佐
  - └ごみ減量推進担当係長(兼務)――ごみ減量推進係(5名)
  - └課長補佐

└─清掃事務所(6名)·非常勤一般職員(7名)

└環境保全担当係長(兼務)────環境保全係(3名)·非常勤一般職員(2名)

└新エネルギー対策担当係長──新エネルギー対策係(1名)

- └─環境監視員(2名)
- ・職員19名(再任用等含む)、非常勤一般職員11名(環境監視員含む)

#### 3 環境審議会

#### (1) 環境審議会委員

(平成30年3月19日現在、敬称略)

職名	<b>氏</b> 名	所属団体等	備考
会 長	島田 隆道	(公社)こども環境学会理事	学識経験者
副会長	近藤 よし江	愛知県地域環境保全委員	関係行政機関
委 員	荒木彌一郎	(社)豊明青年会議所	各種団体
委 員	松本 昇	豊明市商工会	各種団体
委 員	鈴木 真澄	生活協同組合コープあいちとよあけ店	各種団体
委 員	木村 比出子	とよあけ生活学校	各種団体
委 員	池野 昭子	とよあけエコキッズ	各種団体
委 員	青木 規久範	あいち尾東農業協同組合豊明支店	事業者代表
委 員	鈴木 健司	ユニー㈱ピアゴ豊明店	事業者代表
委 員	伊藤 正樹	ホシザキ電機㈱	事業者代表
委 員	笠原 尚志	㈱中西	事業者代表
委 員	福永 泰生	愛知県尾張県民事務所	関係行政機関
委 員	野村 寿子	一般公募	一般公募
委 員	阿部 美由紀	一般公募	一般公募

任期 平成28年6月1日~平成30年5月31日(2年間)

#### (2) 審議会

第1回 平成30年 1月12日(金)午後2時~

- ・内容 (1) 豊明市環境基本計画等について
  - (2) 環境の概況について
  - (3) ごみ減量計画について(市長からの諮問提出)

第2回 平成30年3月19日(月)午後2時~

- ・内容 (1) 豊明市環境基本計画の検証(平成29年度実績報告)
  - (2) 諮問に関する中間報告について

#### 4 公害防止に関する施策

#### (1) 公害防止協定

本市では、これまで大規模な工場の進出が少なく、協定の締結に至る企業はなかったが、平成10年11月中部土木㈱の移転に伴い、地域住民の生活環境に配慮することを目的として協定が初めて締結された。

その後、栄町新左山工業団地の造成が行われ、進出企業と公害防止について万全を 期するため、協定を順次締結している。

締結企業	所在地	業種
中部土木㈱	栄町神田	アスファルトプ。ラント等
㈱ナカシマ	新左山工業団地内	専用機(金属工作機械)製造
(有)豊広	新左山工業団地内	工業用プラスチック製品加工
東陽工業㈱	新左山工業団地内	航空機部品製造
㈱中西	新左山工業団地内	プラスチック成型材料の製造
日高工業㈱	新左山工業団地内	自動車部品製造
㈱松尾製作所	新左山工業団地内	精密バネ製造
㈱マツミヤケミカル	新左山工業団地内	パウダーコーティング
㈱ニッシン自動車工業	新左山工業団地内	福祉自動車製造
㈱小菅製作所	新左山工業団地内	精密バネ製造
㈱古屋工業所	新左山工業団地内	自動車部品製造
原幸雄(個人事業者)	新左山工業団地内	自動車部品製造
㈱フクオカ	新左山工業団地内	自動車部品製造
㈱石川マテリアル	沓掛町切山	廃棄物再生事業
エフワイ成型㈱	沓掛町岩金	ガス機器等製造業

#### (2) 地域環境保全委員

地域における環境保全活動の推進を図るため、愛知県環境基本条例(平成7年施行)に基づき、2名の地域環境保全委員を県が委嘱している。公害発生状況の調査・報告、苦情相談の受付報告、地域の環境美化活動等の環境保全に関する啓発を業務としている。

担当(国道1号を境界として)	氏名 (敬称略)	任用
北部地域	平野 隆	平成27年4月1日から
南部地域	近藤 よし江	平成27年4月1日から

#### 5 豊明市廃棄物 5条例

廃棄物の不適正処理問題が各地で問題化する中で、早期の対応を実行し、未然防止にも役立てるため現行法、県指導要綱を補完する五つの条例を制定し、平成11年6月1日施行した。

共通の項目としては市による立入検査などの権限。指導、勧告、命令の権限。命令違反に対しては20万円以下の罰金を課する罰則の規定をしている。

#### (1) 屋外燃焼行為の規制に関する条例

野焼きの禁止をするとともに、焼却設備(簡易型焼却炉)において燃やすことのできない物質を規制対象物質として規定している。

#### (2) 廃棄物焼却施設の設置及び運用の規制に関する条例

県知事許可対象施設の設置にあたり市長の同意を必要としている。

また、区域外への排水等の水質検査及び焼却灰等の溶出検査を指示、結果の報告をさせることを規定している。

#### (3) 廃棄物最終処分場の運用の規制に関する条例

区域外への放流水及び浸出水等の水質検査を指示、結果の報告をさせることを規定 している。

#### (4) 廃棄物不法投棄の防止に関する条例

不法に埋め立てられた廃棄物の確認ができるよう、土地所有者の同意を得て市が掘り起こす権限を規定している。

また、撤去の命令をするとともに、投棄者に撤去能力がないときは、土地所有者に 指導を行なう。

#### (5) 産業廃棄物屋外保管の規制に関する条例

500㎡以上の保管面積の場合、設置にあたり市長の同意を必要としている。

#### 6 豊明市環境監視員制度

廃棄物 5 条例の施行に伴い、迅速で実効性のある対応のため、平成 1 1 年より環境監視員を設置(平成 2 0 年度より 2 人体制(土日祝日出勤))し、市内全域のパトロール活動を行うことによって、苦情発生後の対応型から未然防止型への転換を図り、市民のよりよい生活環境の保全を目指している。

また、不法投棄等の違法行為の発生時には、その調査や指導、警察等関係機関等との連絡 調整を行なっている。

#### 環境監視員活動状況

区分	野焼き	野焼き以外の 大気汚染	水質 汚染	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他	活動 日数
平成27年度	43	2	3	_	44	_	_	5	513	359
平成28年度	38	1	7	_	58	_	_	4	399	359
平成29年度	37	1	6		47			8	376	359

# 第3章 公害苦情

#### 1 概況

公害苦情は、市民の日常生活に密着した問題であり、その適切な対応は公害を防除し、良好な生活環境を確保する上からも重要である。このため市では県瀬戸保健所豊明保健分室をはじめとする関係機関と協力体制を組み、発生源への立入調査や行政指導など迅速かつ適正な処理に務め、その解決を図っている。

公害苦情を件数でみると、平成29年度は大気汚染6件、水質汚濁2件、悪臭4件、その他6件の合計18件である。

雑草苦情といった土地管理等のいわゆる近隣苦情はここには含まれていないが、毎年かなりの数の申立てがなされている。

#### 2 苦情の発生状況

#### (1) 公害苦情受付件数

区分	総数	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌	その他
平成24年度	2 1	1 2		4		1		4
平成25年度	2 0	1 0		4		1		5
平成26年度	2 8	1 1	2	9		2		4
平成27年度	3 4	1 8	1	7				8
平成28年度	2 5	1	2	8		2		1 2
平成29年度	1 8	6	2			4		6

その他…不法投棄等

#### (2) 用途地域別公害苦情受付件数 (平成29年度)

区分	総数	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌	その他
総数	1 8	6	2			4		6
第一種低層	1							1
第一種中高層	6	2	1			3		
第一種住居地域	1							1
第二種住居地域								
近隣商業地域								
商業地域								
準工業地域	1		1					
未指定地域	9	4				1		4

#### 第4章 大気汚染

#### 1 概況

大気汚染については、豊明中学校に県管理の測定局が設置されており、窒素酸化物 (NO x)、浮遊粒子状物質 (SPM)、光化学オキシダント (Ox)、風向・風速が常時測定されている。

平成15年12月に伊勢湾岸自動車道の大気環境測定局(阿野地区)、平成16年3月には 大脇地区の測定局を日本道路公団(現在:中日本高速道路㈱)より市に移管され、常時観測 を行っている。なお、本市は幹線国道が集中しており、伊勢湾岸自動車道も開通し、開通後 の汚染状況を監視する意味から県の協力を得て現況調査測定も行なっている。

#### 2 大気汚染防止のための規制

大気汚染を防止するため、昭和43年6月に大気汚染防止法が公布された。その後、大気汚染の広域化、多様化に対応して法改正が適宜行なわれ、工場、事業場の固定発生源から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等のばい煙や粉じん、あるいは自動車から排出される一酸化炭素、窒素酸化物、炭化水素等について各種の規制が行なわれるようになった。

平成9年1月にはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びベンゼンの3項目が有害大気汚染物質の指定物質となり、同年2月に環境基準と排出規制基準が告示された。さらに、12月にはダイオキシン類が指定物質に追加され、排出抑制基準が設定された。

県では、昭和46年4月に公害防止条例を公布し、規制対象施設の種類及び規模の拡大並びに有害物質の規制を行い、昭和49年4月の条例改正により硫黄酸化物総排出量規制及び炭化水素系物質の規制を実施してきたが、平成15年10月1日に「県民の生活環境の保全等に関する条例」に全面改正され、ばい煙発生施設等に関する規制が強化された。なお、大気汚染防止法に基づく、ばい煙発生施設、粉じん発生施設の事業所届出先は、愛知県である。

#### 3 一般環境大気測定局による大気汚染調査

○愛知県自動測定局が、昭和60年1月に沓掛町から移設された。

測定局	所在地	測定項目	環境基準(1時間値の1日平均値)
		窒素酸化物(NO, NO <sub>2</sub> , NO <sub>x</sub> )	0.04ppm~0.06ppm 内
豊明中学校	西川町横井4	浮遊粒子状物質(SPM)	0.10mg/m³以下
豆切中子饮	番地15	光化学オキシダント(Ox)	0.06ppm 以下
		風向・風速	—·—

	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9
窒素酸化物 ppm	0.016	0.015	0.014	0.014	0.013	0.012	0.012
二酸化窒素 ppm	0.013	0.012	0.012	0.011	0.011	0.010	0.010
一酸化窒素 ppm	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
浮遊粒子状物 mg/m³	0.021	0.019	0.020	0.020	0.020	0.020	0.018
光化学オキシダント ppm	0.027	0.029	0.030	0.034	0.033	0.032	0.033

(愛知県大気汚染常時監視結果、豊明局年間統計値 年平均)

○伊勢湾岸自動車道の大気環境測定局(阿野局·大脇局)が日本道路公団より市に移管された。

平成16年1月5日設置

測定局	所在地	測定項目
阿野地区	阿野町奥屋69	窒素酸化物(NO, NO <sub>2</sub> ,NO <sub>x</sub> ) 浮遊粒子状物質(SPM) 風向・風速・気温・湿度

#### 平成16年4月1日設置

測定局	所在地	測定項目
大脇地区	栄町新左山1-331	一酸化炭素(CO) 窒素酸化物(NO, NO <sub>2</sub> ,NO <sub>x</sub> ) 浮遊粒子状物質(SPM) 風向・風速・気温・湿度

観測データは、環境課ホームページにて公開をしている。

#### 4 光化学スモッグ予報

愛知県内で、平成29年度は光化学スモッグ予報の発令が1日(尾張東地域 1日)、注意報の発令はなく、計1日で、光化学スモッグによると思われる被害はありませんでした。また、発令日数は平成28年度の3日に比べ2日減少しました。

#### (1) 休日等の配備体制期間

平成29年5月7日(土)~9月25日(日) (平日の監視は通年)

#### (2) 光化学スモッグ予報等発令状況

愛知県内発令日数1日(うち休日等の発令 1日) 尾張東区域(豊明市)発令日数 1日

発令月日	発令の種	至 発行区域	市巫时
		名古屋市	
5.21(日)	   予 報	尾張北東	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市
3. 21 ( μ )		尾張東	豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町
		豊田	豊田市(都市計画区域内に限る)

# (3) 光化学スモッグによる被害届出状況 本市なし

# (4) 愛知県下の光化学スモッグ緊急時発令状況及び被害状況等の経年変化 (昭和46年度~平成29年度)

年	度	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
注意報発	令日数	1	5	8	2	6	3	2	0	0	1	0	0	2	2	6
予報発	令日数	8	15	11	5	0	1	2	0	0	0	0	1	2	2	1
被害届品	出人数	277	716	330	151	1,787	69	15	12	3	10	7	3	0	0	0

年	度	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
注意報务	発令日数	0	2	0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	1	0	0
予報発	冷日数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
被害届	出人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

年 度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
注意報発令日数	0	0	1	0	1	2	5	9	9	1	1	2	1	0	77
子報発令日数	0	0	0	4	5	5	5	1	5	11	5	2	5	1	98
被害届出人数	0	0	0	0	2	0	771	0	733	12	0	0	0	0	4,898

年 度	27	28	29	計
注意報発令日数	1	0	0	78
予報発令日数	7	3	1	109
被害届出人数	0	0	0	4898

※予報から注意報に切り替えた場合は注意報発令日数のみに計上

#### 第5章 水質汚濁

#### 1 概況

水質汚濁とは、工業、農業などの事業活動や家庭生活などの人の活動に伴う排水によって、河川、湖沼、海域等の公共用水域が汚染されることをいう。これによって水道用水、工業用水、農業用水等の水利用に支障をきたしたり、悪臭が発生したりするなど生活環境に悪影響が及ぼされる。また生息生物にとっては、その生息環境が危ぶまれる状態も発生することになる。

このため、公共用水域の利水に応じた水質を確保することを目的に、環境基本法に基づき環境基準が定められている。

市内には境川を始めとする大小河川と50余箇所のため池がある。このうち6河川と8排水路、8池を年2回定期的に水質検査していたが、平成18年度より天王川を定期追加し、7河川とした。さらに、若王子池の水質を監視するために、上岸(若王子町内会側)と下岸(堤防)の2箇所より採水調査を継続して実施している。

#### 2 水質汚濁の現況

豊明市内の河川のうち、境川のみ環境基準値が設定されている。境川の環境基準は、新境橋(刈谷市今川町の1号線)より上流はB類型であり、新境橋より下流はC類型とされている。豊明市は境川に東西に隣接しているため、B・C類型になる。

生活環境の保全に関する環境基準(河川)

	B類型	C 類 型
水素イオン濃度 (pH)	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	3 m g/L以下	5mg/L以下
浮遊物質量(SS)	25mg/L以下	50mg/L以下
溶存酸素量 (DO)	5 m g/L以上	5 m g / L以上
大腸菌群数	5,000MPN/100mL以下	_

ため池の水質については、生活環境の保全に関する環境基準(天然湖及び貯水量 1,000 万立方メートル以上の人工湖)に基づき、C 類型と V 類型を準用した。

・C 類型 水素イオン濃度 (pH) 6.0 以上 8.5 以下

化学的酸素要求量(COD) 8mg/L以下

浮遊物質量(SS) ごみ等の浮遊が認められないこと

溶存酸素量 (DO) 2 m g/L以上

•V類型 全燐 (T-P) 0.1 m g/L以下

全窒素 (T-N) 1 m g/L以下

# 春季調査結果(採水日:6月20)

	pН	水温	DO	BOD	COD	SS	大腸菌群数	ノルマル ヘキサン	全窒素	全燐
		$^{\circ}$	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100ml	mg/L	mg/L	mg/L
					-	河川				
境川	7.4	24.1	8.1	2.3	7.4	12	49,000	0.5 未満	1.4	0.23
若王子川	7.3	21.0	7.7	2.7	6.2	21	23,000,000	0.5 未満	1.8	0.16
井堰川	7.3	23.0	6.6	4.9	11	25	170,000	0.5 未満	2.1	0.50
正戸川	7.9	23.6	6.8	3.7	9.5	7	130,000	0.5 未満	3.7	0.70
黒部川	7.9	25.5	8.8	3.8	7.7	1	230,000	0.5 未満	11	1.6
皆瀬川	8.0	25.3	13.1	5.7	8.1	7	130,000	0.5 未満	4.0	0.56
天王川	7.3	21.5	4.6	6.7	9.5	17	170,000	0.5 未満	3.6	0.65
	,			'		).I				
						池				
若王子池 (上岸)	9.0	23.9	10.8	_	7.4	10	_	_	0.73	0.14
若王子池 (下岸)	7.6	24.4	10.8	_	5.3	7	_	_	0.49	0.11
勅使池	7.5	24.9	8.1	_	12	23	_	_	0.95	0.11
濁池	7.8	24.9	9.1	_	10	16	_	_	0.65	0.057
三崎池	7.9	25.5	9.3	_	5.8	7	_	_	0.48	0.044
大蔵池	9.4	25.6	12.8	_	15	44	_	_	1.5	0.12
大原池	7.1	24.5	9.3	_	3.2	2	_	_	0.28	0.019
琵琶ケ池	8.1	25.7	10.0	_	13	7	_	_	0.90	0.029
西池	10.3	26.6	23.4	_	23	44	_	_	3.3	0.54
					-	排水路				
五軒屋	7.1	22.2	6.3	10	8.0	2	33000	0.5 未満	7.5	0.78
裏畑	7.2	23.0	6.9	2.9	6.4	7	49000	0.5 未満	3.7	0.35
山ノ田	9.0	25.1	13.3	7.0	9.6	2	70000	0.5 未満	5.5	0.80
違井	7.6	30.9	5.2	3.0	6.8	4	33000	0.5 未満	0.71	0.19
西ノ海戸	10.2	22.2	13.9	1.8	6.6	3	110	0.5 未満	0.65	0.074
稲葉	10.0	24.7	21.0	0.5	3.3	1	110	0.5 未満	1.6	0.069
南山	8.9	25.5	11.3	2.4	10	5	49000	0.5 未満	1.0	1.7
前原	7.9	27.9	7.1	51	57	27	1300000	0.5 未満	36	3.2

#### 秋季調査結果(採水日:12月13日)

	pН	水温	DO	BOD	COD	ss	大腸菌群数	ノルマル ヘキサン	全窒素	全燐
		$^{\circ}$	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100ml	mg/L	mg/L	mg/L
					:	河川				
境川	.7.5	5.5	12.0	2.5	5.1	3	13000	0.5 未満	2.5	0.18
若王子川	7.3	10.0	10.0	1.0	4.3	1	790	0.5 未満	3.1	0.077
井堰川	7.6	9.1	11.4	0.9	5.8	1	33000	0.5 未満	2.7	0.53
正戸川	7.6	8.2	13.0	1.4	6.2	1	11000	0.5 未満	4.6	0.47
黒部川	7.5	14.8	8.9	3.5	8.8	1	70000	0.5 未満	14	1.6
皆瀬川	7.4	8.4	10.5	3.9	6.7	2	7900	0.5 未満	5.7	0.44
天王川	7.1	10.4	6.1	9.4	9.4	6	49000	0.5 未満	12	1.2
						池				
若王子池 (上岸)	7.6	6.2	11.1	_	5.8	4	_	_	0.92	0.052
若王子池 (下岸)	7.7	6.4	11.6	_	5.8	5	_	_	0.90	0.052
勅使池	8.0	7.0	12.3	_	8.6	13	_	_	0.91	0.071
濁池	7.6	6.4	10	_	5.4	9	_	_	1.0	0.035
三崎池	7.3	6.4	10.6	_	6.5	17	_	_	0.97	0.069
大蔵池	8.1	6.5	12.5	_	7.8	20	_	_	0.73	0.062
大原池	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
琵琶ケ池	8.1	7.1	11.9		11	5	_	_	0.85	0.031
西池	9.3	6.4	18.7	_	17	24	_	_	4.1	0.30
					;	排水路				
五軒屋	7.2	10.7	5.8	9.8	9.6	3	49000	0.5 未満	8.9	0.67
裏畑	7.3	7.0	9.9	1.1	5.1	2	4900	0.5 未満	4.7	0.26
山ノ田	7.5	9.7	6.8	13	8.3	5	23000	0.5 未満	7.2	0.64
違井	7.9	21.0	5.3	4.3	9.8	7	17000	0.5 未満	0.90	0.094
西ノ海戸	8.3	7.0	13.7	< 0.5	4.9	2	3300	0.5 未満	1.4	0.043
稲葉	9.1	9.1	14.4	< 0.5	3.1	1	7900	0.5 未満	1.4	0.066
南山		_		_	_	_	_	_	_	
前原	7.3	6.8	5.4	94	76	67	790000	10	17	2.0

#### 費用

水質調査を年2回(春季・秋季)実施している。

(単位:円)

		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
2	委託金額	1,990,380	1,785,000	1,998,000	1,944,000	1,907,366	1,922,400

#### (1) 水質汚濁の規制の概要

工場や事業場の排水による、公共用水域及び地下水の水質汚濁防止を図るため、昭和46年6月24日に水質汚濁防止法が施行された。また、利水に適した水質の確保及び生活環境を保全するため、環境基本法に基づき、行政上の目標として環境基準が定められている。

公共用水域については、昭和46年12月に水質汚濁に係る環境基準が告示され、人の健康の保護に関する環境基準項目(以下、健康項目)としてシアン等7項目が、生活環境の保全に関する環境基準項目としてCOD等5項目が設定された。その後、随時改正が行われ、昭和50年7月にはPCBが、平成5年3月には、健康項目に有機塩素系化合物等15項目が

追加され基準値が設定されるとともに、継続して水質測定を行い、その推移を把握すべきものとして、平成11年2月には要監視項目25項目のうち、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の3項目が健康項目に追加された。また、生活環境項目に窒素及び燐の環境基準が昭和57年12月に追加された。

地下水については、水質汚濁防止法に基づき、昭和47年、48年に全国一律の排水基準より厳しい上乗せ基準が設けられた。また昭和54年の法律改正によって水質総量規制が設定されたことに伴い、化学的酸素要求量(COD)を対象項目とした総量規制が導入された。その後、昭和62年に第2次規制、平成3年に第3次規制、平成8年に第4次規制が実施されてきた。平成9年3月には地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定された。平成16年度を目標年度とする第5次の総量規制は、従来のCODの基準を一部の業種について強化し、窒素含有量及び燐含有量を新たに対象項目に加え、平成14年10月に施行された。

本市では、「水質環境基準が現に確保されていない公共用水域」あるいは「自然的及び社会的条件に照らし、水質の保全を図ることが特に重要な公共用水域であって水質の汚濁が特に進行しているもの」として、境川流域を対象とし、平成5年に愛知県知事により生活排水対策重点地域の指定を受けた。この指定を受け、主要な発生源として生活排水を位置づけ対策に努めている。

#### (2) 生活排水対策

水質汚濁の原因は、これまで工場や事業場の排水が主であったが、最近では台所、洗濯及び単独処理浄化槽等の生活排水が大きな割合を占めている。本市の中小河川もこうした状況にあるため、平成元年度から合併処理浄化槽の普及を進めるとともに、従来から行っている生活排水対策の意識啓発事業を拡充し、実践活動を推進している。

#### 《合併処理浄化槽設置事業費補助金制度》

平成元年度から豊明市合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱を制定し、家庭の台所、風呂及び洗濯等から出される雑排水と、し尿を併せて処理することができる合併処理浄化槽を設置する者に対して補助金の交付を行っている。以下に合併処理浄化槽設置実績を示す。

#### 〈制度の概要〉

- 補助対象地域
  - 公共下水道事業計画区域及び農村集落家庭排水施設が使用できる区域を除く区域。
- ・補助対象者
  - 5、7、10人槽のいずれかの合併処理浄化槽を設置する者。
- ・補助対象となる浄化槽
  - し尿と雑排水を併せて処理し、BODの除去率90%以上、放流水のBODの日間平均値

20mg/L以下の機能を有するとともに、国庫補助指針に適合する合併処理浄化槽。

#### • 補助金額

(単位:円)

人 槽 区 分	5	7	1 0
補 助 額	220,000	250,000	320,000
29年度実績基数	22	9	0

# ・補助事業による整備状況

(単位:基)

昭和63年度から 平成20年度までの 累計	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	合 計
472	3 8	3 6	3 3	3 4	3 2	2 9	2 0	3 8	3 1	763

・決算金額 (単位:千円)

年	度	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9
金	額	9,110	8,510	7,650	8,080	7,700	6,980	4,710	8,840	7,090

#### 第6章 騒音・振動

#### 1 概況

騒音・振動は、住民の日常生活に密着した問題として深く関わり、また人によって感じ 方が異なり、その人の主観や感情など心理的な要因に大きく左右される。このことから、 その解決に当たっては、地域の実情をより的確に把握している市町村の役割が大きいとい われている。

このため、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例(県民生活環境保全条例)に基づいた規制、指導は市町村長が行い、県は規制地域の指定、規制基準の設定及び市町村に対する協力・支援を行っている。なお、豊明市は特別に騒音・振動に係る各法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定はされていない。

#### 2 工場、事業場の騒音・振動

公害関係法令が整備される中で、昭和44年に騒音規制法、53年に振動規制法の指定地域となり、併せて県民の生活環境の保全等に関する条例(平成15年10月1日施行)によって法を補う規制がなされている。これらの法令に基づき、特定施設を設置する工場、事業場は、騒音・振動について当該施設の設置等の届出及び規制基準の遵守が義務づけられている。

特定施設の居用供数	(平成29年度末累計)

種 類	騒音規制法	振動規制法	県条例騒音	県条例振動	計
設置届出			4	4	8
使用届出			4	4	8
使用全廃届出			1	1	2
数変更届出			1	1	2
防止方法変更届出					
使用方法変更届出					
氏名等変更届出	2	2			4
承継届出	1	1			2
計	3	3	10	10	26

#### 3 建設作業の騒音・振動

これまで建設作業のうち著しい騒音・振動を発生する作業は、騒音規制法、振動規制法、 県公害防止条例により特定建設作業実施の届出が義務づけられており、騒音・振動の規制 基準、作業の禁止時間も定められていた。平成15年10月1日より「県民の生活環境の 保全等に関する条例」が従来の愛知県公害防止条例から全面改訂され、トラクターショベ ルを用いる作業を追加するとともにこれまで整地・掘削作業に限定していたブルドーザー、 パワーショベル等を用いる作業についても作業の種類を拡大し、すべての作業が対象とな った。作業の方法や作業時間などを配慮することや、周辺住民に対して事前に工事内容を 説明するよう指導している。

# 特定建設作業実施届出件数(29年度)

#### 〈騒音〉

作業の種類	騒音規制法	県条例
くい打機等を使用する作業	2	
びょう打機を使用する作業	0	
さく岩機を使用する作業	153	
空気圧縮機を使用する作業	25	
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	
バックホウを使用する作業	51	
トラクターショベルを使用する作業	2	
ブルドーザーを使用する作業	5	
建物等を動力、火薬等で解体・破壊する作業		55
コンクリートミキサーを使用する作業		63
コンクリートカッターを使用する作業		82
ブルドーザー等を使用する作業		225
ロードローラー等を使用する作業		104
計	238	529

#### 〈振動〉

作業の種類	振動規制法	県条例
くい打機等を使用する作業	5	
鋼球を使用して建物等を破壊する作業	0	
舗装版破砕機を使用する作業	1	
ブレーカーを使用する作業	126	
計	132	

#### 4 道路交通騒音

道路に面する地域の環境基準の適合状況、要請限度の超過状況など道路交通騒音の実態 把握と道路交通公害対策に資することを目的に愛知県が本市においては国道23号、県道 瀬戸大府東海、国道1号で実施をしていたが、平成24年度より市が実施することとなっ た。

国道23号(要請限度は、昼間75dB、夜間は70dB)

測定結果

(LAeq 測定単位 dB)

	測定場所		測定結果			
測定日	例 <i>是物</i> 別	昼間	要請限度	夜間	要請限度	
平成24年10月	栄町高根103	7 1	0	6 9	0	
平成25年11月	栄町高根103	7 2	0	7 0	0	
平成26年10月	栄町高根103	7 2	0	7 0	0	
平成27年10月	栄町高根103	7 2	0	7 0	0	
平成28年10月	栄町高根103	7 2	0	7 0	0	
平成29年11月	栄町高根103	7 2	0	7 1	×	

(参照:あいちの環境)

県道瀬戸大府東海(要請限度は、昼間75dB、夜間は70dB)

測定結果

(LAeq 測定単位 dB)

測定日	測定場所		測定	結果	
例 足 口	侧足场別	昼間	要請限度	夜間	要請限度
平成24年10月	新田町子持松	7 0	0	6 4	0
平成25年11月	新田町子持松	7 1	0	6 6	0
平成26年10月	新田町子持松1-1	7 0	0	6 5	0
平成27年10月	新田町子持松1-1	6 8	0	6 3	0
平成28年10月	新田町子持松1-1	7 1	0	6 7	$\circ$
平成29年11月	新田町子持松1-1	7 1	0	6 6	0

国道1号(要請限度は、昼間75dB、夜間は70dB)

測定結果

(LAeq 測定単位 dB)

		測定結果			
測定日	測定場所	昼間	要請限度	夜間	要請限度
平成24年10月	前後町善江1717-3	6 9	0	6 6	0
平成25年11月	前後町善江1717-3	7 0	0	6 6	0
平成26年10月	前後町善江1717-3	6 9	0	6 5	0
平成27年10月	前後町善江1717-3	6 9	0	6 5	0
平成28年10月	前後町善江1717-3	7 0	0	6 6	0
平成29年11月	前後町前江1717-3	7 0	0	6 6	0

#### 5 道路交通振動

愛知県が騒音調査の際に振動調査も実施した。

国道23号 (要請限度は、昼間70dB、夜間は65dB)

測定結果

(L<sub>10</sub> 測定単位 dB)

測定日	測定場所	測定結果					
例 足 口	侧足场別 	昼間	要請限度	夜間	要請限度		
平成19年 9月	栄町高根	4 2	0	4 1	0		
平成20年 9月	栄町高根	4 6	0	4 5	0		
平成21年 9月	栄町高根	4 5	0	4 5	0		
平成22年 9月	栄町高根	4 6	0	4 5	0		
平成24年 1月	栄町高根	4 6	0	4 5	0		

国道1号(要請限度は、昼間70dB、夜間は65dB)

測定結果

(L<sub>10</sub> 測定単位 dB)

測定日		測定場所	測定結果				
		侧足物別	昼間	要請限度	夜間	要請限度	
平成19年	9月	前後町善江	3 4	0	3 1	0	
平成20年	5月	前後町善江	3 5	0	3 0	0	
平成21年	6月	前後町善江	3 5	0	3 1	0	
平成22年	9月	前後町善江	3 5	0	2 8	0	
平成23年	6月	前後町善江	3 4	0	3 0	0	

#### 第7章 悪臭

#### 1 概況

悪臭は、公害の中でも個人差が大きいものであり、また順応性もみられることから客観的な評価が難しいものでもある。なお、防止についても原因が多種類の物質で構成されていることが多く、効果的な対策が困難であるというのが現状である。

発生源の明らかな場合は、事業所の立入調査をしてできる限りの客観情報を収集するとともに、専門機関等に助言を求めるよう要請するなどして改善対策を講じていく方法をとっている。

#### 2 悪臭の規制の概要

事業活動に伴って発生する悪臭については、昭和47年5月31日施行の悪臭防止法によって、アンモニア等5物質が悪臭物質として指定され、地域の実態に合うように規制地域及び規制基準の設定を県知事が定めている。(なお、現在は市の区域にあっては、市長が規制地域の指定及び規制基準の設定を行うこととされている。)その後、法改正が順次行われ、悪臭物質が特定悪臭物質に改められ、現在22の特定悪臭物質が指定されている。平成8年4月からは、人間の嗅覚を用いた嗅覚測定法の「臭気指数」による規制が導入された。

悪臭規制適用地域及び規制基準

規制地域区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
	第1種・第2種低層住 居専用、第1種・第2 種中高層住居専用、第	都市計画区域で用途 地域の定められてい	無し
特定悪臭物質	1種・第2種住居、近	ない地域	, O
(ppm)	隣商業、準工業地域		
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0. 2
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
アセトアルデヒド	0.05	0. 1	0.5
スチレン	0.4	0.8	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01
プロピオンアルデヒド	0.05	0. 1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0. 2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05

イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	2 0
酢酸エチル	3	7	2 0
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	1 0	3 0	6 0
キシレン	1	2	5

平成18年10月1日から従来の「物質濃度規制」から人の臭覚を用いた「臭気指数規制」に豊明市は変更した。

「臭気指数」は、問題となるにおいのついた空気や水をにおいが感じられなくなるまで 薄めたときの希釈倍数(臭気濃度)から次式により算定する。

「臭気指数」 =  $1.0 \times \text{Log}$  (臭気濃度)

参考 臭気指数 10 =ほとんどの人が気にならない臭気の状態 臭気指数  $12\sim15$  = 気をつければ分かるにおい (希釈倍率  $16\sim32$  倍) 臭気指数  $18\sim21$  = らくに感知できるにおい (希釈倍率  $63\sim126$  倍)

#### 規制基準

「工場・事業所の敷地境界 (1号基準)」、「気体排出口 (2号基準)」及び「排出水 (3号基準)」に対する規制があり、それぞれに対する豊明市の規制基準は次のとおりである。

規制地域の区分	第1種地域(市街化区域)	第2種地域(調整区域)
工場・事業所の敷地境界	1 2	1 5
気体排出口	悪臭防止法施行規則第6条の:	2に定める方法により算出
排出水	2 8	3 1

#### 3 悪臭関係工場等の状況

悪臭については、県民の生活環境の保全等に関する条例により悪臭関係業種の事業場は 悪臭の状況を毎年届出することになっている。本市で該当するものは、牛房200㎡以上 又は鶏3000羽以上等飼育の畜産業があげられる。

# 第8章 地盤沈下

#### 1 概況

地盤沈下とは、一般的に広い地域において地表面が徐々に低下していく現象をいい、ひとたび沈下すると復元不可能という公害の中でも特異的な性質を持っており、過剰な地下水の汲み上げが地盤沈下の主な原因とされている。

本市においては、境川沿いに沖積低地が分布し、地下水の汲み上げも一部で行われているが、明らかな地盤沈下の発生・被害の確認はない。土壌汚染についても農用地土壌、市街地土壌とも汚染の報告はない。

#### 2 地下水位測定

県の委託を受け地下水位の測定を月1回実施している。水位は若干の変化はあるが、測 定地点付近で工事を行っている影響等が考えられる。

測定地点 所在地		固定点標高		
藤田医科大学	沓掛町田楽ケ窪1-98	39.771TP.m		

水位の状況

(単位:m)

(単位:m)

平成29年度	藤田医科大学
4月	48.50
5月	39.65
6月	39.50
7月	39.50
8月	39.60
9月	39.70
10月	39.50
11月	54.20
12月	48.00
1月	46.30
2月	47.40
3月	47.00
平均	44.07
変動幅	14.70

過去の平均水位	藤田医科大学
昭和60年度	51.14
平成2年度	49.91
平成7年度	51.39
平成12年度	49.11
平成17年度	53.48
平成18年度	51.14
平成19年度	48.58
平成20年度	46.90
平成21年度	46.26
平成22年度	46.12
平成23年度	44.56
平成24年度	48.22
平成25年度	51.33
平成26年度	49.89
平成27年度	50.20
平成28年度	49.68
平成29年度	44.07

#### 第9章 廃棄物

#### 1 概況

経済活動の発展と消費生活の定着によりこれまで廃棄物の排出量は増加していたが、近年においてはごみの減量化、再資源化、省エネルギーを目的とし、分別収集、資源回収が進められ家庭系ごみの排出量は減少している。

本市のごみ処理は、大府市、東浦町、阿久比町で構成されていた東部知多衛生組合に、 豊明市が加入(昭和41年)して共同で処理を行っている。平成元年に知多郡東浦町森岡 に東部知多クリーンセンターを建設し、焼却能力240t/日のごみ処理施設、粗大ごみ の破砕処理施設を有し、ごみの焼却、破砕を行っている。また焼却による余熱を温水プー ル(大府市大東町)にも有効利用している。資源は、昭和53年に前後地区をモデル地区 に指定し分別収集を開始しその後市内全域に拡大した。

現在本市で発生した一般廃棄物は、市全域を対象に燃えるごみ、燃えないごみ、資源、 粗大ごみの区分で、市直営の車両5台と委託車両7台で収集し、東部知多クリーンセンタ ーに搬入して処理している。資源については、各種リサイクル業者に引き渡し、資源リサイクルを行っている。

#### 2 一般廃棄物の処理状況

ごみの収集は、市内全域を処理区域として家庭系一般廃棄物を収集しており、昭和56年より一部委託による収集も行っている。

ごみの種類と収集方法としては5体系

- ① 燃えるごみは、ステーション方式(2,270ヶ所)で週2回収集している。
- ② 燃えないごみは、ステーション方式(1,895ヶ所)で月2回収集している。
- ③ 容器包装類は、プラスチック製容器包装を燃えるごみのステーションを利用して週1 回収集し、紙製容器包装を資源ステーションにて月1~2回収集している。
- ④ 資源は、ごみの減量と資源の有効利用を図るため、ステーション方式(407ヶ所)で月1回から2回収集している。なお、資源の回収を促進するため奨励交付金を実施団体に交付している。

資源は、清掃事務所及び㈱中西へ直接持ち込める。毎月第2・第4日曜日の午前9時~午後2時まで市役所第1駐車場にて資源の回収作業を行っている。

⑤ 粗大ごみは、電話申込みによる戸別有料収集を実施しており、毎週水曜日の収集で1 点につき1,020円の費用を処理券によって利用者から受取る形をとっている。

#### ごみ (家庭系) の排出量の推移

(単位:トン)

	23年度	2 4 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
燃えるごみ	11,360	11,393	11,313	11,354	11,477	11,445	11,563
燃えないごみ	500	500	449	431	440	404	406
粗大ごみ	76	72	70	66	62	66	71
合 計	11,935	11,965	11,833	11,851	11,970	11,915	12,040
対前年	26	30	<b>▲</b> 132	18	119	<b>▲</b> 55	125

(参照:平成30年版清掃事業概要 環境課)

#### 3 有機循環推進事業

平成26年4月1日より有機循環推進事業及び環境保全対策として、家庭から排出される生ごみの減量化及びその有効利用を図るため、生ごみ堆肥化容器等(コンポスト及びバケツ)の購入に対し、「豊明市生ごみ堆肥化促進容器等購入費補助制度」として購入費の一部を補助することとした。

補助金の額については購入価格の1/2以内の額とし、コンポストは、1世帯につき 1 基までとし 3 , 0 0 0 円を、バケツは 1 世帯につき 2 個までとし、1 個につき 1 , 0 0 0 円を限度とする。

生ごみ堆肥化促進容器等補助件数

	27年度		28年度		29年度	
種別	件数	基数	件数	基数	件数	基数
コンポスト	1.7	3	1.77	9	1.77	8
バケツ	11	9	11	13	11	11

(参照:平成30年版清掃事業概要 環境課)

#### 環境衛生関係 第10章

#### 1 あき地の雑草除去

あき地に雑草等が繁茂すると、ごみ等の不法投棄を誘発したり、害虫の発生源になった り、火災若しくは犯罪発生の遠因となるため、平成18年4月1日より「あき地の保全管 理に関する条例」を施行し、土地所有者にあき地の保全管理を義務付けた。(この条例では、 隣家の木の枝が伸びてきたとか、隣の山林から竹が伸びてきたような事例は対象外であ る。)

これまで、草刈り機の無料貸し出しを行っていたが、平成19年10月1日より「環境 整備機具貸付規程」を全部改正した。幅広く草刈機を使用し、あき地の保全管理をしてい ただくために貸付料制度を導入した。ただし、区・町内会の大掃除、ボランティア活動で の除草作業での使用は無料である。

(単位:件)

#### 除草等の苦情受理件数

		•						•	
	年	度	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9
Ī	件	数	6 6	1 1 3	1 4 3	1 3 6	209	176	152

#### 草刈機の貸し出し状況

草刈機の貸し出し		(単位:円)		
年 度	貸出件数	点検整備台数	整備委託単価(円)	整備委託金額(円)
平成23年度	3 0 8	302	1, 575	475,650
平成24年度	3 2 4	3 2 7	1, 575	5 1 5, 0 2 5
平成25年度	2 7 6	306	1, 575	481, 950
平成26年度	261	261	1,620	422,820
平成27年度	273	262	1, 620	424, 440
平成28年度	287	297	1, 620	481, 140
平成29年度	3 1 4	294	1, 620	476, 280

#### 草刈機の管理費用 (単位:円)

年 度	燃料費	部品代	保険代	合 計
平成23年度	44,401	230,013	5, 525	279, 939
平成24年度	48, 409	385, 193	5, 525	439, 127
平成25年度	55, 978	3 3 1, 3 1 7	5, 525	393, 820
平成26年度	44, 580	148,716	5, 720	199, 016
平成27年度	36, 393	187, 336	4, 840	228, 569
平成28年度	44, 365	223, 020	4, 840	272, 225
平成29年度	34, 990	238,064	4, 840	277, 894

#### 2 狂犬病予防

平成12年度狂犬病予防法の改正を受け、都道府県より事務移管を受けた狂犬病予防事務は、台帳の電算処理化、また各開業獣医師の協力を得て円滑に実施されている。

毎年度3月末日現在の実績は以下のとおりである。

(単位:頭)

	登録頭数	集合注射接種数	個別注射接種数	注射接種総数
平成24年度	4, 459	6 1 4	2, 872	3, 486
平成25年度	4, 517	5 6 5	2, 915	3, 480
平成26年度	4, 445	5 3 6	2, 977	3, 513
平成27年度	4, 496	465	2, 943	3, 408
平成28年度	4, 465	3 4 8	2, 920	3, 268
平成29年度	4, 474	3 3 4	2, 806	3, 140

※ただし、数字は累計登録頭数。

公益社団法人愛知県獣医師会及び四季の森どうぶつ病院等に犬の鑑札交付手数料徴収事 務及び鑑札交付に関する業務・狂犬病予防注射済票交付手数料徴収事務及び注射済票交付 に関する事務を委託しており、その内容は次の表のとおりである。

年度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9
鑑札交付枚数	105	121	71	76	82	60
注射済票交付	1,130	1,227	1,113	1,194	1,188	1,136
県獣医等委託金	359,362	392,411	353,565	379,242	379,404	356,832
(円)						

平成29年度単価:鑑札交付 324円・注射済票交付 297円(税込み)

集合注射(市内10会場・4月12日~19日の6日間実施)にて、新規登録3件・予防注射334件あった。

#### 3 犬猫の避妊・去勢手術補助制度

野良犬猫、不要犬猫を減らすために犬猫の避妊と去勢の手術を奨励し、市内在住の飼い主が、市内の開業獣医師に施術を受けた場合、補助金を交付する。

(単位:円)

+	避妊	4, 500
	去勢	2, 200
猫	避妊	3, 600
2田	去 勢	1, 800

结	丰度別		2 4 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
犬	避	妊	3 4	4 2	4 3	2 4	5 3	5 3
	去	勢	4 5	4 4	3 3	4 3	4 9	3 9
猫	避	妊	9 8	8 8	1 1 7	1 3 2	1 0 5	1 2 0
	去	勢	9 5	9 7	6 9	9 3	8 9	9 0
	総	数	272	271	262	2 9 2	2 9 6	3 0 2
	交付金	:額(円)	775,800	777,200	811,500	845,200	884,500	918,300

#### 4 犬猫火葬場(知立市逢妻浄苑)使用状況

家庭で亡くなった犬及び猫を知立火葬場にて火葬していた。

火葬場使用料:犬、猫その他愛玩用小動物-6,000円

汚物一4,000円 (H29年度単価)

	2 4 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
犬	1 2 1	8 7	8 4	9 9	8 3	9 3
猫その他小動物						
汚物	0	1	0	1	0	0
総頭数	1 2 1	8 8	8 4	100	8 3	9 3
総 額(円)	726,000	526,000	504,000	598,000	498,000	558,000

汚物…胞衣及び身体の一部

#### 5 犬猫等死体処理

道路上において亡くなった飼い主不明の犬、猫等の死体を収集し、火葬処理を業者に 委託している。

	2 4 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
犬	3	2	0	6	4	3
猫	281	268	264	261	2 5 6	2 3 2
その他	4 3	4 8	5 5	6 8	8 4	107
総頭数	3 2 7	3 1 8	3 1 9	3 3 5	3 4 4	3 4 2
単価	4, 095	4, 095	4, 320	4, 428	4, 428	4, 536
総額(円)	1,339,065	1,302,210	1,378,080	1,483,380	1,523,232	1,551,312

その他…鳥類・狸・ハクビシン・ねずみなど

#### 6 犬猫の捕獲保護

市内で保護された犬・猫が、愛知県動物保護管理センターに収容されるまで豊明市開業獣医師会に飼育管理を委託している。

管理費…犬猫の飼育管理費(基本料金)

保護費…センターに保護してもらった日数による(宿泊日数割)

(単位:円)

単価	管理費	2, 808
	保護費	4 3 2

#### 実績

年度	管理頭数	管理費	延保護日数	保護費	合計
2 3	0	0	0	0	0
2 4	0	0	0	0	0
2 5	0	0	0	0	0
2 6	0	0	0	0	0
2 7	0	0	0	0	0
2 8	0	0	0	0	0
2 9	0	0	0	0	0

## 第11章 新エネルギー対策

#### 1.新エネルギーとは

自然の力を利用したり、今まで使われずに捨てていたエネルギーを有効に使ったりする 地球にやさしいエネルギーです。新エネルギーの導入によって石油や天然ガスなどの化石 燃料の消費が軽減されます。また、それに伴って排出されていた二酸化炭素の排出量を減 らすことができるなどのメリットがある。

#### 2.住宅用太陽光発電の補助制度

自宅の屋根などに太陽光発電システムを初めて設置する場合に設置費用の一部を補助する。 (単位:円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
件数	8 4	8 4	8 5
補助金額	8,000,000	8,000,000	8,000,000
予 算 額	8,000,000	8,000,000	8,000,000

#### 補助単価

平成25年度まで 1 k W あたり20,000円(上限4 k W 80,000円) 平成26年度より 1 k W あたり25,000円(上限4 k W 100,000円) 平成27年度をもって制度廃止

#### 3.エネファーム補助制度(平成27年10月から実施)

住宅における再生可能エネルギーなどの有効利用を促進するために、家庭用燃料電池 システム(エネファーム)を新たに設置する人に費用の一部を補助する。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
予算額	500,000	800,000	1,000,000
補助件数	8	1 2	2 0
補助金額	400,000	600,000	1,000,000
発電出力	$5.60\mathrm{k}\mathrm{W}$	$5.60\mathrm{k}\mathrm{W}$	$14.0\mathrm{k}\mathrm{W}$
光电山刀	$(0.70 \text{kw} \times 8)$	$(0.70 \text{kw} \times 12)$	$(0.70 \text{kw} \times 20)$

#### 4.新エネルギー推進委員会

平成25年5月、豊明市における再生可能エネルギーの利活用を検討し、地域のエネルギーの自立性と低炭素化を促進することを目的に設立され、平成26年3月に策定された「豊明市新エネルギー推進計画」の創・省・親エネルギー推進プロジェクトに係る総合的な推進策を話し合うべく計3回の会合を開催した。

第1回 平成29年7月3日

第2回 平成29年10月16日

第3回 平成30年2月5日

#### 5.新エネルギー推進委員

(平成30年1月1日現在、敬称略)

氏 名	所 属 団 体	備考
井内 尚樹	学校法人名城大学 教授	学識経験者
鈴木 健次	(独)豊田工業高等専門学校 教授	学識経験者
松本 昇	豊明市商工会	各種団体
国富 久子	豊明食生活改善推進員グループ	各種団体
松原 理恵	豊明市区長連合会	各種団体
荒木 彌一郎	社団法人 豊明青年会議所	各種団体
似内 信彦	NPO 法人 環境研究所豊明	各種団体
坂田 吉正	中部電力株式会社	事業者代表
柴田 芳昭	東邦ガス株式会社	事業者代表
近藤 明	あいち尾東農業協同組合 豊明支店	事業者代表
内田 美子	市民公募	市民公募
蟹江ゆかり	市民公募	市民公募
伊藤 暢浩	愛知県環境部大気環境課 地球温暖化対	行政関係者
	策室(現:地球温暖化対策課)	
吉井 徹也	市民生活部長	行政関係者
加藤 賢司	教育部長	行政関係者

任期 平成29年7月1日~平成31年6月30日(2年間)

#### 6.地球温暖化防止対策に関する施策

#### (1) 豊明市庁内等環境保全率先実行計画

平成13年4月より事業所としての豊明市の計画的な取組みを進めるため、庁内のプロジェクトチームにより「とよあけエコアクションプラン」を策定し、目標値を定めて行動指針(及び調達指針)に基づいて実行していくこととした。現在は平成28年度~平成32年度の5か年で VersionIVとして実行している。これは地球温暖化対策の推進に関する法律、及びグリーン購入法に基づいた策定であり、かつ事業所内の環境マネジメントシステム導入による効果をねらったものである。

とよあけエコアクションプラン VersionIV

- ・期 間 平成28年度~平成32年度(5か年)
- ・対象施設 豊明市のすべての組織、及び施設
- ・目 標 平成32年度の温室効果ガスの総排出量を平成26年度比5%削減

#### (2) 太陽光発電システムの本庁舎への設置

市役所本庁舎増築に伴ない環境にやさしい公共施設をめざし、総出力30kWの太陽光発電システムを設置し、活用している。

#### (3) 低公害の公用車導入

自動車が排出する窒素酸化物等の削減を図るため、発生源対策として自動車排出ガス規制の強化のほか、電気自動車等の低公害車の普及促進や排出量の少ない車両への代替促進等が重要である。

#### (4) BDF (バイオ・ディーゼル・フュエル) の導入

平成19年10月にBDF(バイオ・ディーゼル・フュエル)精製機器を豊明市清掃事務所(沓掛町勅使1-13)に導入した。豊明市学校給食センター等から排出される植物性の廃食用油を精製し、ごみ収集車及びホイルローダーを利用していた。(2,950 %2 / 平成28年度)

#### (5) 豊明市水上メガソーラー発電所の完成

平成29年3月に豊明市北部の若王子池に豊明市水上メガソーラー発電所を完成させ、 発電を開始した。水上メガソーラーのパネル数は6,720枚、面積は19,429.6平方メート ルで、毎年一般家庭約600世帯分に相当する電力をまかなうことができる。

# 第12章 環境関連年表

年	できごと
昭和 31 年	国道 1 号線完成
昭和 32 年	町制施行(人口 12, 833 人)
昭和 34 年	伊勢湾台風
昭和 36 年	全町に広域簡易水道完成
昭和 41 年	東部知多衛生組合に加入
昭和 43 年	ナガバノイシモチソウ県天然記念物に指定
昭和 44 年	国道 23 号線開通
昭和 46 年	二村台団地入居開始
昭和 47 年	市制施行(人口 37, 038 人)
昭和 53 年	資源ごみ回収事業モデル地区開始(前後区)
昭和 54 年	530運動開始
昭和 58 年	国道 23 号線知立バイパス開通
昭和 59 年	市一般廃棄物最終処分場・清掃事務所完成
昭和61年	生ごみ堆肥化容器(コンポスト)購入補助制度開始
平成元年	東部知多クリーンセンター竣工
	合併処理浄化槽設置費補助制度開始
平成3年	犬、猫避妊等手術費補助制度開始
平成4年	くうかん鳥による空き缶回収事業開始
平成5年	EMボカシの無料配布開始
	生活排水対策重点地域に指定
平成6年	生活排水対策推進計画策定
	異常渇水による時間断水
平成7年	環境保全推進委員制度開始
平成9年	ペットボトル分別収集開始
	廃棄物減量等推進員制度開始
	東部知多浄化センター完成
	空き缶等のごみポイ捨て及びふん害の防止に関する条例施行
	水質浄化施設バイオコード設置
	粗大ごみ戸別有料収集開始
平成 10 年	生ごみ堆肥化モデル事業開始 (豊明団地の一部)
平成 11 年	生活排水対策推進計画改定
	環境基本条例施行・基本計画策定開始
	環境監視員設置

廃棄物 5条例施行

指定ごみ袋制度開始

生ごみ堆肥化モデル地区の拡大(中ノ坪北・社・豊明団地 520 世帯)

平成12年 生ごみ処理機器購入補助制度開始

(西暦 2000年) 狂犬病予防業務県知事より委譲

環境フェア開催

平成13年 容器包装(プラスチック製及び紙製)分別収集開始

住宅用太陽光発電システム設置費補助制度開始

「有機循環都市とよあけ100年プラン」策定及び推進プロジ

ェクトチーム設置

生ごみ堆肥化事業モデル地区を推進地区へ名称変更

平成14年 くうかん鳥による空き缶回収事業の廃止

平成15年 生ごみ堆肥化事業推進地区を拡大(三崎全地区)

平成17年 環境フェア単独開催最終

沓掛堆肥センター建設(沓掛町上山地区)

平成18年 沓掛堆肥センター(エコンポとよあけ)稼働開始

生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機器購入補助制度廃止

住宅用太陽光発電システム設置費補助制度廃止

平成19年 とよあけ E c o 堆肥の販売開始

草刈機の有料貸出し開始

生ごみ堆肥化推進地区拡大(豊明団地21棟分・ゆたか台区・坂

部区・前後区)

平成20年 レジ袋有料化開始

生ごみ堆肥化推進地区拡大(西川区・吉池区・中島区)

生活排水対策推進計画改訂

平成21年 豊明まつり 環境フェア 廃止

ダイオキシン類測定調査 廃止

NO。簡易測定カプセル事業 廃止

蜂の駆除事業 廃止

犬、猫避妊等手術費補助制度の補助金額の切下げ

合併処理浄化槽設置費補助制度の補助金額の切下げ

県内鳥インフルエンザ発症

平成23年 住宅用太陽光発電システム設置費補助制度再開

平成24年 豊明市清掃事務所、㈱中西及び日曜日資源ごみ回収ステーショ

ンにて使用済小型廃家電の回収を開始

平成25年 平成24年度末をもって廃棄物減量等推進員制度廃止

新エネルギー推進委員会発足

平成26年 新エネルギー推進計画策定

一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画策定

「ごみの分け方・出し方」パンフレットに有料広告掲載

住宅用太陽光発電システム設置費補助制度の補助金額の引き

上げ

消費税率の上昇に伴う一部の販売価格、貸付価格の引き上げ

生ごみ堆肥化容器等(コンポスト及びバケツ)購入一部補助

制度開始

太陽光発電屋根貸し事業開始(全小中学校)

平成27年 エネファーム補助制度開始

平成28年 生ゴミ個別収集終了

鳥インフルエンザ県内発生

豊明市水上メガソーラー発電所稼働

住宅太陽光発電システム設置費補助金制度の廃止

平成29年 堆肥センター廃止

公営墓地(勅使墓園)使用申込要件変更

(現に埋葬すべき遺骨は不要とする)

(3年以内に墳墓を設ける条件の撤廃)